

日本の展望—学術からの提言 2010

提言

現代における《私》と《公》、《個人》と
《国家》——新たな公共性の創出



平成22年（2010年）4月5日

日本学術会議

日本の展望委員会

個人と国家分科会

この提言は、日本学術会議 日本の展望委員会 個人と国家分科会の審議結果を
取りまとめ公表するものである。

日本学術会議 日本の展望委員会 個人と国家分科会

委員長	広渡 清吾	(第一部会員)	専修大学法学部教授
副委員長	小谷 汪之	(第一部会員)	東京都立大学名誉教授
幹事	白澤 政和	(第一部会員)	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
幹事	吉田 克己	(連携会員)	北海道大学大学院法学研究科教授
	井上 達夫	(第一部会員)	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	鈴木興太郎	(第一部会員)	早稲田大学政治経済学術院教授
	油井大三郎	(第一部会員)	東京女子大学現代文化学部教授
	水田 祥代	(第二部会員)	九州大学理事・副学長
	濱田 政則	(第三部会員)	早稲田大学理工学術院教授
	岡野 八代	(連携会員)	立命館大学法学部教授
	神野 直彦	(連携会員)	関西学院大学人間福祉学部教授 (2009年2月26日付で辞任)
	長谷川真理子	(連携会員)	総合研究大学院大学教授

※ 名簿の役職等は平成22年3月現在

要 旨

1 作成の背景

1990年代、経済のグローバル化・社会主義体制の崩壊などを契機として、「小さな政府」論が提起され、社会福祉や教育などの分野をも含めて、市場の原理にもとづく民間活力に多くを委ねるべきであるという主張が力を得た。しかし、21世紀に入り、世界的な金融破綻が起り、すべてを市場に任せるような「市場原理主義」の危うさが浮き彫りにされるとともに、国家の役割が再検討されるようになった。このような状況下において、改めて《私》と《公》、《個人》と《国家》の役割分担や権利－義務関係を問い直すことが求められている。

2 現状および問題点

20世紀は国家の世紀だった。個人は、その生存と権利の保障を国家に求め、国家に委ねてきた。それゆえに、国家の役割はたえず増大してきた。このような国家を中心とする考え方においては、《私》に対する《公》は、国家と同一視されていた。

近代においては、社会のすべての規制権限を集中した国家（主権国家）が形成され、社会のなかの中間団体は解体されて、そこに統合されていた個人が自由な個人として解放される。このようにして、一方で自由な個人と、他方で権力を独占して個人の自由を保障すべきものとされる国家が向き合う二項構造が生まれた。この意味の国家は、向き合う個人（国民）をその存在の必須の要素とし、かつ正当性の淵源とする国民国家として成立した。

このような近代の構造は、二段階に分かれて変容した。第一段階では、「自由の原理」に基づく個人間の関係に、「平等の原理」に基づいて国家が介入する体制が展開する。この段階では、個人の生存の確保が国家の課題とされ、国家はその基礎である国民の生存を排他的に保障する福祉国家（ないし社会主義国家）として登場して、いわば「全能」の国家として個人に向き合うものとなる。次に第二段階では、このような国家の「全能性」が、それを支える財政構造の悪化と経済システムの機能不全のために破綻して、ふたたび個人の自由が「市場の自由」と「自己責任原則」の強調という形で、社会の基軸に据えられることになる。このような現代国家の「全能性」の破綻は、個人と国家の関係を改めて問いなおすことを必然的に要求している。

第一には、個人と国家の関係を二項対立の関係としてとらえるのではなく、「市場」、「共同体」あるいは「市民社会」（社会）といった要素を包摂して、再把握するという問題である。そこには同時に、国家が担っていた公共性をいかに再把握するかという問題が含まれている。

第二には、個人と国家を結びつける国民国家の変容の問題である。一方で、国民国家の主権性が国際社会のシステムと規範（普遍的な人権）によってより強く制約されるようになり、他方では、国民国家の基礎にある国民カテゴリーが人の大規模な国際移動などにより、動揺してきている。これらにより、個人と国家の関係の再構成が必要とされているのである。

3 提言の内容

- 1) 近代における個人と国家の関係は、個人の国家への帰属意識（国民観念）に基づいて公共性が成立し、国民国家がそれを担ってきた。しかし、現代においては、国民国家的公共性は、限界にぶつかり、国民国家の内外に対して拡張していることを認識すべきである（国内マイノリティーの平等保障の徹底化とグローバル空間における国際公共性の成立）。ただし、グローバルな公共性の成立は、権力のグローバル化、つまり世界国家の誕生に結びつけられるべきものではなく、近代の成立における主権と人権の内在的結合関係の洞察を踏まえて、主権国家を前提にしつつ、世界の主権国家システムの改善を図るべきである。
- 2) 近代において、公共性の形成権限は国家に独占されてきた。しかし、現代社会において、市民社会が公共性を内在的に形成する方向が志向されるべきである。その際には、公共性を様々な社会的アクターの協議と調整のプロセスを経て形成するという手続き重視・プロセス志向の民主主義モデルが必要である。しかしまた、この民主主義モデルに対して人権等の価値による統御が認められなければならない。このように、公共性の実現には、市民社会と市民が関与すべきであり、これを支援する方向での実定法パラダイムの転換が要請される。例えば、土地利用に関わる「公共事業」の公共性を実現するための行政と市民の協働システム、あるいは都市と農村の適切な生活秩序・自然環境を確保するための市民的コントロール・システムの構築といったことである。
- 3) 個人と国家の関係については、二項構造から三項図式への変容の方向を確認し、それに応じて個人に対する国家の役割を相対化する構造を展望するべきである。この場合には、作用を異にする二つの方向性が想定される。一つは、個人と国家の中間領域に諸個人（市民）が横につながる場が拓がり、国家が独占していた《公》に代わる、またはそれを補完する「新たな公共」を基礎づける公共圏または市民社会が形成されることを認めるものである。もう一つは、個人の生存様式を条件づけるファクターとして国家に加えて「市場」および「共同体」の三項を「秩序のトリアーデ（三つ組）」として位置づけ、それらの三項が個人に対する「専制のトリアーデ」となることを防止し、適切なバランスのよい関係を構想しようとするものである。
- 4) 個人と国家の関係の再編については、個人を「決して自足しえない存在」として捉え直す視点の重要性を考えるべきである。近代は、自立した個人を生み出したが、そのような自立した個人の他者への依存性（自立した諸個人を生み出し、ケアする存在）は覆い隠されることになった。現代における社会福祉は、「新たな公共」を形成するプロセスにおいて、個人の他者への根源的依存性を原理的なものとして顧慮しなければならない。さらに原理的に重要なもう一つの視点は、私的《権利》の賦与と行使の問題を考えようとするときに、その「内部的整合性」を配慮し、また社会的な「効率性」との両立可能性を追求すべきこと、そして未来社会の構成員をも考察の対象である《個人》として位置づけなければならないということである。

目 次

1	はじめに.....	1
2	《個人と国家》関係の現代的構造——公共性と公私区分の再編.....	3
(1)	「ポスト国民国家」段階における公共性の再編.....	3
①	国民国家の公共性と人間の集団意識.....	3
②	前近代西洋における集団意識の特徴.....	3
③	近代国民国家における集団意識.....	4
④	「ポスト国民国家」段階の公共性.....	4
(2)	法における《公》《私》問題と公共性——公共性を個人が創り、守る.....	5
①	近代社会における公私区分パラダイム.....	5
②	現代社会における公私区分パラダイムの変容.....	5
③	《国家と個人》関係の規範的再構築.....	6
3	土地の利用・所有における《私》と《公》.....	8
(1)	「公共事業」における《公》と《私》——合意形成の新たな試み.....	8
①	「公共事業」をめぐる《公》と《私》の紛争.....	8
②	従来の合意形成のありかた.....	8
③	新しい合意形成の試み.....	9
④	自然災害軽減のための住民運動.....	9
(2)	公共財としての土地——土地を「万人」のために.....	10
①	近代的私的土地所有の創出と展開.....	10
②	前近代社会における土地の「公共性」.....	11
③	フィンランドの「万人権」.....	11
4	ケアリング・ソサイエティーと社会福祉・医療問題.....	13
(1)	ケアリング・ソサイエティーの構想——個人と国家の関係性の批判的考察.....	13
①	ニーズと共同体.....	13
②	《わたし》を疑うこと.....	13
③	ケアリング・ソサイエティーへ.....	14
(2)	社会福祉領域での「新たな公共」——国家と個人を超えて.....	15
①	社会福祉領域における「新たな公共」の意味.....	15
②	社会福祉領域で「新たな公共」が求められる背景.....	16
③	社会福祉領域での「新たな公共」の形成に向けての課題.....	17
(3)	ケアの担い手としての女性医師.....	17
①	女性医師の問題とは何か.....	17
②	女性医師のおかれている現状.....	18
③	離職防止・復帰支援の必要性と対策.....	19
5	個人の権利と国家の機能——権利論と構造論.....	21
(1)	個人の権利を巡る論理的な難問とその解消方法：《公》《私》問題の二項モデル.....	21

① 公共世界における私的な権利.....	21
② 私的な《権利》の《内部的整合性》.....	22
③ 私的な《権利》と社会的な《効率性》との両立可能性.....	22
④ 《権利》の賦与と行使を巡る世代間対立の可能性.....	23
(2) 《個人と国家》という問題枠組の再編.....	23
① 国内的文脈における問題枠組の再編.....	24
② グローバルな文脈における問題枠組の再編.....	26
6 提言のまとめ.....	28
<参考資料>個人と国家分科会審議経過.....	30

1 はじめに

20世紀は国家の世紀だった。個人は、その生存と権利の保障を国家に求め、国家に委ねてきた。国家は、国民によって支えられるべき制度として設計され運営されて、その役割はたえず増大してきた。だが、20世紀末から国家の役割の見直しが始まり、市場の機能と私的な誘因を重視する役割配分の再検討が進められ、21世紀に至っている。従来の国家を中心とする考え方のもとでは、《私》に対する《公》は、《国家》と同一視されていた。これに対して、現代における国家の役割の見直しは、《私》が孤立して《国家》と向き合うのではなく、「我々」として自ら《公》を形成する新しい可能性を示唆している。本提言の課題は、社会の制度および秩序の形成並びに個人の権利のあり方に焦点を合わせて、《私》と《公》、《個人》と《国家》の二項対立の意味をあらためて検討して、新しい展望を探ることである。

本論に先立って、ここで、現代における《私》と《公》、《個人》と《国家》を論じる前提となる枠組みと論点を、簡潔に述べておくことにしたい。

近代においては、社会のすべての規制権限を集中した国家（「主権国家」）が構築されて、身分制とともに社会のなかの中間団体が解体され、そこに統合されていた個人が「自由な個人」として解放される。ここでは個人は例外なく、自己の労働力を自由に所有する自由な個人として位置づけられた。このようにして、一方では自由な個人と、他方では権力を独占して個人の自由を保障すべきものとされる国家が向きあう構造が生まれた。この意味の国家は、向き合う個人（国民）をその存在の必須の要素とし、かつ正当性の淵源としつつ、「国民国家」として成立した。この意味の近代で重要なことは、人々の生活と生産活動の基礎である土地も、自由な個人に帰属すべき自由な所有権として設計されて、地縁的な共同所有・共同利用が解体されたことである。

このような近代の構造は、二段階に分かれて変容する。第一段階では、「自由の原理」に基づく個人間の関係に、「平等の原理」に基づいて国家が介入する体制が展開する。この段階では、個人の生存の確保が国家の課題とされ、国家はその基礎である国民の生存を排他的に保障する福祉国家（ないし社会主義国家）として登場して、いわば「全能」の国家として個人に向き合うものとなる。次に第二段階では、このような国家の「全能性」が、それをささえる財政構造の悪化と経済システムの機能不全のために破綻して、ふたたび個人の自由が「市場の自由」と「自己責任原則」の強調という形で、社会の基軸に据えられることになる。

現代国家の「全能性」の破綻は、個人と国家の関係をあらためて問いなおすことを必然的に要求している。この要求は二つの問題として登場する。

第1の問題は、個人と国家の関係を二項対立の関係としてとらえるのではなく、「市場」、「共同体」あるいは「市民社会」（社会）といった要素を包摂して、再把握するという問題である。そこには同時に、《私》と《公》として対峙的にとらえられてきた個人と国家の関係のなかで、国家が担っていた公共性をいかに再把握するかという問題が含まれている。

第2の問題は、個人と国家を結びつける国民国家の変容の問題である。国家の「全能性」

の破綻は、国民国家の主権性を動揺させる 20 世紀末以降の経済のグローバル化によって、決定的になりつつある。そこではまた、主権国家の主権性を制約する国際社会のシステムと規範（普遍的人権）の出現、国民国家の基礎にある国民カテゴリーの動揺がみられ、それを通じて個人と国家の関係の再構成が必要とされている。

本提言は、以上の二つの問題を基軸にしつつ、個人と国家の関係の現代的構造を解析し、今後の展望を見通そうとするものである。

2 《個人と国家》関係の現代的構造——公共性と公私区分の再編

近代における個人と国家の関係では、個人の国家への帰属意識（国民観念）に基づいて公共性が成立し、国民国家がそれを担ってきた。公共性とは、特定の個人ではなく社会全体に関わる価値であり、それゆえに社会の構成員に開かれた価値である。そこで誰が社会の構成員であるかという集団意識が、公共性を考える前提となる。《公》と同一視される国家に対する関係においては、市民社会は市場における経済活動を中心とするものであり、公共的性格を有しない《私》とされた。だが、家族との関係では、市民社会は独立の市民が法的関係を形成する場として「公的領域」とされ、構成員の依存と従属・保護と被保護を内容とし法的関係が全面化せず、法の介入が遮断される家族は《私》とされた。

(1) 「ポスト国民国家」段階における公共性の再編

① 国民国家の公共性と人間の集団意識

従来は、近代に成立する国民国家を自明の前提として公共性を論じる傾向が強かった。しかし現在では、国民国家によるこのような公共性の独占は、国内における定住外国人の増加（「対内的公共性」の拡張）や国際社会における「国際公共性」＝「対外的公共性」の拡大（国際的に普遍的な価値やシステムの承認など）によって相対化されつつある。

公共性を考える前提となる人間の集団意識には自一他の峻別がある。共同体内部で殺人を犯せば法によって裁かれるが、敵との戦争で殺人を行っても罰せられないばかりか、英雄として賞賛されさえする。つまり、人間の集団意識には自集団と他集団との峻別が存在して、公共性はもっぱら自集団の内部でしか成立してこなかったのである。それゆえ、今日、他集団をも含めた公共性の拡張をどのように可能にするかという点の検討が課題となる。その際には、人間の集団意識の単位が歴史的に変化してきた点に注目する必要がある。

② 前近代西洋における集団意識の特徴

古代ギリシアの都市政治は民主制の起源とされるが、その民主制は男性である市民のそれであって、女性や奴隷はその対象から除外されていた。また、民主制が導入された契機は、戦争における重装歩兵の貢献にあったのであり、市民の戦争協力が民主制導入の基盤となった。つまり、敵＝他集団に対しては敵対意識を持ちながら、市民＝自集団内部では民主制が導入されたのである。また、古代ローマの場合には、ローマ市民にのみ適用される法＝ユス・キビレと、被征服民を含めて適用される法＝ユス・ゲンティウムとの区別に見られるように、法体系においても自集団と他集団の区別が存在した。

中世ヨーロッパではキリスト教の影響が圧倒的となったため、戦争でもキリスト教徒と異教徒の間の区別が重要となった。キリスト教徒間の戦争の場合は、戦闘の形態を規制する動きが始まっていたが、十字軍のような異教徒に対する戦いの場合は、全くこのような規制が省みられなかった。このように中世では宗教によって集団が差異

化されていた。

しかし、中世末期となり、地方分権的な国家構造に代わって、強力な官僚制と常備軍をもった中央集権的な絶対君主制が台頭すると、状況は変化してくる。絶対君主制においては、国家を君主の家産とするような家産国家観があったため、君主の王位継承をめぐるしばしば戦争が勃発した。そのような過程で、宗教的な権威から離れて国家主権の絶対性を承認する動きが台頭した。こうして成立する主権国家システムにおいて、戦争を国益実現の手段として肯定する「正戦」論が定着していった。しかし、絶対王政が樹立した主権国家では、国民的一体感は未形成であった。

③ 近代国民国家における集団意識

市民革命による身分制の廃止により、国民 (nation) 概念が生まれ、国民国家が形成された。国民国家の成立は、一方で、マジョリティーを構成する民族にとっては人権の確立や民主制の実現による国民的一体性を実現するものであった。人権は、主権国家の専制を抑止する制約原理であり、かつ、主権国家を内在的に正当化する根拠でもある。他方で、国民国家の成立は、マイノリティー民族や近隣民族にとっては差別や排斥をもたらす両義的性格のものであった。

近代の市民革命の思想的基礎となった啓蒙思想は、自然状態における人の平等を主張し、民族、「人種」や性別に関係なく人権の確立をもとめる普遍性を帯びていたが、それは同時に、西欧諸国民に「市民化 (civilize) = 文明化」という優越感をもたらした。さらに、18 世紀半ば以降に多くのアジア・アフリカ諸国が西欧列強の植民地とされてゆくにつれ、西洋の文明的優越感と白人の人種的優越感が一体化していった。

④ 「ポスト国民国家」段階の公共性

近代の主権国家システムの成立は、各国に主権の絶対性を確信させ、国益が対立した場合には戦争で決着することを当然視する風潮を定着させた。その結果、近代以降には大規模な戦争が多発し、犠牲者数も激増した。そのため、戦争以外の方法で利害対立を調整する方法が模索され始めた。グロティウスによる国際法の提唱 (1625 年) はその先駆的な試みであるが、第一次世界大戦後には国際連盟が、第二次世界大戦後にはより権限を強化された国際連合が誕生した。他方、度重なる戦争によって甚大な被害を出していた西欧では、地域統合によって戦争を抑制しようとする動きも進展した。今日のヨーロッパ連合 (EU) に至る一連の動向である。

国際法や国際機関の成長さらには地域統合の進展は、国民国家を超えた「国際公共性」の拡大を自覚させ、その理論化として「国際レジーム論」が台頭した。近代の国際政治では国際政治のアナーキー性が強調されたが、現代ではむしろ国際法や国際機関の成長により国際政治の「制度化」が進行しているという主張が広くみられる。2008 年秋以来の世界的金融危機や地球温暖化に見られる地球環境の危機は、「国際レジーム」の構築を切実な課題としている。

近代の国民国家では、人権と平等を掲げながら、その一方で国内のマイノリティー

を差別する構造が一般化していた。しかし、啓蒙思想以来の人権思想は人権の普遍性を強調していただけに、マイノリティーはその普遍性を自分たちにも適用するように主張し、法的差別の撤廃をせまった。その結果、例えば米国では、現在でも経済的差別が残るものの法的差別は一掃された。この中で、米国では、「多文化主義」的な思想が台頭している。これをめぐっては、公的な領域での一体性を保ちつつ、私的領域での多様性を承認する「文化多元主義」は是認するが、公的領域まで含めて多様性を主張する「多文化主義」は認めがたいという議論が生じている。

以上のように、現在の世界では「公共性」を国民国家の内外で拡張することが一般的となっている。「公共性」をめぐる議論は、このような歴史的視野にたって近代の「国民国家」の制約を超える次元で検討しなければならない。

(2) 法における《公》《私》問題と公共性——公共性を個人が創り、守る

① 近代社会における公私区分パラダイム

上述のように、近代における国民国家のもとで、国家は権力を独占する存在として構成され（主権国家）、他方で、社会的権力の担い手であった中間諸団体は基本的に解体された。個人は、中間団体から解放されて自由な存在になるとともに、中間団体を経由せずに直接に国家と対峙することになった。このようにして、国家と個人との二項構造から構成される近代社会が成立する（典型的にはフランス）。

近代社会における国家はまた、公共性を独占する存在であった。個人は、国民として主権を担う者と位置づけられても、現実には、選挙を通じて間接的に国家の公共的意思決定に参加するにすぎない。それ以外の個人の活動は、経済を始めとする「私的領域」に位置づけられた。個人の活動領域は「市民社会」と位置づけることができるが、ここでの市民社会は、市場における経済活動を中心とするもので、公共的性格を具備するものではない。

ところで、近代社会においてこのように国家と直接に向かい合う個人は、実は、すべての個人ではない。中間団体の解体のなかでも家族は存続し、その家長が市民社会の成員として国家と対峙するのである。そして、家族内部の関係は、私的領域に属するものとして、法の対象にならないものとみなされる。このようにして、法的関係が形成される「公的領域」としての市民社会と、法の介入から遮断された「私的領域」としての家族という、近代社会におけるもう一つの公私区分が成立する。

② 現代社会における公私区分パラダイムの変容

上述のような近代社会における「個人と国家に係わる公私区分パラダイム」は、現代社会において、根本的な変容をこうむっている。まず、公共性を独占する主権国家という観念については、第1に、国際社会における主権国家としての国民国家の相対化が進行している。この動向を規定するのは、まずもって経済活動のグローバルな展開である。とりわけ情報と金融は、容易に国民国家の枠を飛び越えて展開し、国民国家の相対化をもたらす。また、人権観念のトランスナショナルな展開も、国民国家を

相対化する要因として無視することができない。

第2に、国内関係における主権国家の相対化が進行する。福祉国家などの介入主義国家を批判しつつ、20世紀末葉頃から、「小さな政府」および市場と個人のイニシアティブを標榜する政策体系が展開する。その中で、従来、権力的な国家行政として処理されていた事項が、社会の私的アクターを活用した協調的關係を通じて実現されるようになってきている。垂直的なガバメントに代わって水平的利害調整を特質とするガバナンスが好んで語られるようになった背景には、このような状況がある。さらに、個人が、公共的事項への直接的な主体的関与を強めている。その背景には、社会における価値観の多様化と、国家を始めとする公共団体の機能不全がある。NPO等の中間団体の再評価は、この文脈において位置づけることができる。このようにして、さまざまな社会的アクターを主体として公共的議論が行われ、そこから法が形成されるようになってきている。市民社会は、公共的性格を獲得しつつある。

市民社会のなかの現代的な中間団体としての株式会社のあり方は、この関わりにおいて重要な論点である。株式会社がもっぱら出資者である株主に利益をもたらすためのものであるという法制度上の原理は、実際の株式会社が市場に限られない市民社会の存在であることとしばしば矛盾する。いまや株式会社には、経済的利潤の追求と関わりなく、市民社会における社会的責任が求められるようになってきている（企業の社会的責任論）。ここにも、市民社会の公共的な性格が表れていると考えることができる。

近代におけるもう一つの公私区分であった「市民社会—家族という区分」もまた変容を迫られている。この区分に対しては、それが家族内部における男性の権力支配を覆い隠す役割を果たしてきたというジェンダー論の観点からの強い批判が提起された。そのような批判もあって、現在では、家族内部で人権侵害があった場合に、裁判所を始めとする法の介入がありうること自体については、共通の理解が成立しているといえる。また、現代社会における価値観の多様化を受けて、この区分の前提となる家族についても相対化が進行している。制度としての家族すなわち法律婚の特権的位置が揺らいでいるのである。家族は、個人の自発的な結合関係として捉え返されようとしている。そこでは、家族という制度の内部がアプリアリに非法的領域とされることはない。

③ 《国家と個人》関係の規範的再構築

公共性は、特定の個人だけでなく社会全体に関わる価値であり、それゆえに社会の構成員に開かれた価値である。それは、特定の個人にのみ関わる私的利益との衝突がある場合には、私的利益に優先して貫徹されるべき価値と観念される。

近代社会においては、何が公共性であるかの決定権限は国家に独占され、国家が採用すべきとした価値が超越的に上から市民社会に強制された。その正当性を支えていたのは、国家こそが市民社会の一般意思を体現しているというフィクションであった。しかし、現代社会においては、このフィクションはほぼ説得力を失っている。市民社会にかかわる価値である公共性は、市民社会自らが内在的に形成する必要がある。そ

れは、さまざまな社会的アクターの協議と調整の中からようやく生まれる性格のものであろう。公共性形成に関しては、このように、手続重視・プロセス志向の民主主義モデルを展望する必要がある。ただし、民主主義モデルは、決定プロセスの正当性を確保することができても、形成される価値の内容的正当性を担保しない。この認識を踏まえるならば、結論の正当性について、たとえば人権や人間の尊厳のような手続外在的な価値で審査する可能性を認める必要がある。公共性形成の民主主義モデルは、すべてをプロセスに還元するものではない。

公共性の実現の領域においても、伝統的パラダイムは変容を迫られている。現代社会においては、個人と市民社会もまた、公共性の実現への関与を要請されているからである。日本における法制度にも、そのような要請に応じるものが現れている。公正な競争という公共的価値に関する民法や独禁法に基づく損害賠償請求の許容、独禁法による差止請求制度の創設、消費者団体訴訟制度などである。また、環境訴訟にも、このような観点から捉えるべきものが少なくない。法の領域において求められるのは、このような方向を促進するための実定法パラダイムの転換である。

以上において公共性の形成と実現への主体的関与を求められる個人は、公的領域における行為主体と位置づけられる。しかし、それは、個人が私的領域における行動主体であることを否定するものではない。私的領域は、権力の介入を拒否した自由な領域であって、個人の人格の維持と発展を確保するためにきわめて重要な存在である。上記のように近代における公私区分の問題は、家長に対する家族構成員の独立を認めず法の介入を遮断した「私的領域」を家族として捉えた点にある。この私的領域は、家族単位ではなく個人単位で確保されなければならない。

3 土地の利用・所有における《私》と《公》

人は土地なしに生きることはできない。それゆえに、土地は本来すべての人がそこに存在の根拠を置く、公共的な財である。しかし、現実において、土地は一方では私的に所有されることによって、時にその公共性を毀損され、他方ではその私的土地所有自体が「公共事業」による土地強制収用や環境悪化などによって毀損されるケースも生じている。土地の利用・所有における《私》と《公》のあいだの錯雑した関係をどう解決したらよいのかが今問われているのである。

(1) 「公共事業」における《公》と《私》——合意形成の新たな試み

① 「公共事業」をめぐる《公》と《私》の紛争

全国的に「公共事業」をめぐる《公》と《私》の紛争が多発している。原子力発電所、産業廃棄物処理場、ゴミ焼却場、高速道路、ダム、干拓・埋立事業および地方空港などの建設において、地域住民と事業執行者の間で紛争が発生し、裁判で係争中の「公共事業」も多い。「公共事業」をめぐる紛争が多発し、長期化して解決の糸口さえ見出せない最大の原因は、国、自治体や電力企業など事業執行者と地域住民の間に多年にわたって蓄積されて来た相互不信にあると考えられる。住民の「公共事業」執行者に対する不信の要因としては、事業に関する情報開示・説明の不足、事業計画決定の透明性と正当性への疑念、事業効果や環境への影響に関するアセスメントの不足、などが挙げられる。また、近年、原子力関連施設で見られたような中小の事故や、維持・点検データの改竄、談合等の不正行為も住民側の不信感を増幅させていると考えられる。さらに、道路特定財源など硬直化した財源の運用、また最近の地方空港の建設に見られるような明らかに効果が期待できない「公共事業」の強行なども不信感を増幅させている。

一方、事業執行者側も地域住民に対する不信感を潜在的に有していることは否定できない。地域のゴミ焼却場等の建設に見られるような総論賛成、各論反対のいわば住民エゴ、国土形成への長期的かつ広域的政策・施策への無理解、公共意識の不足、さらには時として環境問題などへの過度の固執などがその要因となっている。

② 従来の合意形成のありかた

これまでも「公共事業」の執行にあたっては、計画段階、執行段階を通じて地域住民への説明会や有識者を交えた公聴会などが行われて来た。これらの従来からの説明会や公聴会はどちらかという、事業執行者と地域住民の対峙型になっている場合が多い。事業計画の大幅な修正は原則的にしないという前提のもとづいて、当初計画がしばしば押し付けられている。また、公聴会においては双方の意見陳述人がそれぞれの見解を述べるだけで、何ら対立点の解決に至らないままで事業が執行される場合が多い。事業執行者側にとっては説明会や公聴会の開催が一種のアリバイ作りの場になっており、地域住民の不信感を一層増幅させることになっている。

「公共事業」に対する住民側の意見を社会に示す手段として住民投票が行われることが

ある。住民投票では、事業反対側すなわち住民側の勝利になることが多い。しかしながら、住民投票には問題があることも事実である。多くの場合、計画された事業に対する代案が示されていないこと、またエネルギーなど国全体としての高度な政策に対する判断を一部の住民に委ねること、について疑義が残されている。

③ 新しい合意形成の試み

以上のような対峙型の住民説明会や公聴会に代えて、住民と事業執行者との協働による合意形成を計る試みが始められている。事業執行者と地域住民がファシリテーターを介在させて、対立ではなく問題点の掘り下げによって共通理解の促進を図り、これによって相互の不信を解消させようとする試みである。計画立案段階からの住民参加を促すいわゆるパブリック・インvolvメント（PI）による住民参加が試行的に行われており、地域のまちづくりや河川敷での親水公園整備などに一定の成果を挙げてきている。NPO（特定非営利活動法人）や関連学協会から派遣された専門家がファシリテーターを務める場合もある。事業執行者と地域住民が直接対峙するのではなく、ファシリテーターの効果的な調整による住民参加型の公共事業執行が目指されている。

「公共事業」に対する住民参加に向けては、国・自治体による制度作りも進められている。国土交通省は2004（平成16）年に「公共事業の構想段階における国民参加ガイドライン」を策定し、一部の事業にこれを適用してきている。東京都、大阪府、神奈川県などの自治体でも「公共事業」への住民参加に関する条例が制定され、住民参加型の「公共事業」が進められつつある。

「公共事業」への合意形成に関しては、専門の学協会が果す役割も大きいと考えられる。その一例として社団法人・土木学会の活動がある。土木学会では、建設事業に関する訴訟において、最高裁判所からの依頼にもとづき鑑定人・証人を選定して、彼らが中立な専門家として意見陳述と鑑定を行う制度を整備し、実施に移している。また土木学会は、紛争中の土木事業に関し、事業執行者および地域住民側いずれからも独立し、事業の可否、修正の必要の有無等について学術・技術面より意見をまとめ、社会に公表する制度を整備している。既にいくつかの「公共事業」についてその見解が発表され、合意形成に向けて貢献している。「公共事業」をめぐる《公》と《私》の対立が顕在化している状況では、関連学協会による積極的な発言と具体的な行動が求められている。

④ 自然災害軽減のための住民運動

風水害や地震災害など自然災害の軽減は国・自治体による公共政策・施策だけで達成できるものではない。地域コミュニティーや住民の積極的な参加があってはじめて成し遂げられる。国・自治体は、防災戦略の策定と実施、発災後の被災状況の早期把握と救急活動および復旧・復興計画の策定とその実施に責任がある。地域コミュニティー、NPO、企業、学校およびボランティア集団等は自然災害に強いまちづくりを推進しなければならない。さらに地域住民一人ひとりには家庭の防災対策、家族の防災意識の向上などに役割を果たす必要がある。

これらの防災における住民運動の盛り上りは、「公共事業」をめぐる従来からの《公》と《私》の二者対峙の構図から協働型へと、事業執行者と住民の意識改革を図る一つのきっかけとなることが期待される。

(2) 公共財としての土地——土地を「万人」のために

土地は、本質的に公共性・社会性を強く帯びた財であるにもかかわらず、それが排他的・絶対的支配権としての近代的私的所有の対象とされたことが、今日さまざまな土地問題を引き起こしている。いくつか例示すれば、(i)土地が実際の土地利用から切り離されて、投機（土地転がし）の対象となってしまったこと、(ii)都市宅地の無計画的な零細化、効率化のための高度利用などに伴う社会的環境、生活環境の劣化、(iii)農地所有における「耕作者主義」（実際に農業経営を行う者だけが農地所有者であるべきだという原則）の後退による農地と農村の解体の危険性、といったことがらである。今日、土地問題の解決を図るためには、私的土地所有権の無制約的な発動を抑制する方法が考えられねばならない。

① 近代的私的土地所有の創出と展開

日本において近代的私的土地所有を創出したのは、明治維新政府による地租改正であった（1873[明治6]年に開始され、1881[明治14]年に一応完結）。地租改正に先立って、徳川幕藩制下における耕作強制の廃止（1871[明治4年]、田畑勝手作の解禁）、土地永代売買禁止の解除（1872[明治5]年）と、土地利用・所有に対する制約が廃止されていった。その上で、地租改正はそれまでの土地所持を近代的私的土地所有として法認した。こうして、土地（農地）所有権は社会的・共同体的な諸関係から切り離されて、近代的な物権となり、自由に売買されるようになったのである。しかし、地租改正において創出された近代的私的土地所有は、土地所有と土地利用が密接に結びついた「勤労的」農業経営を生み出しはしなかった。実際には、広汎な農民の没落と彼らの土地を兼併した寄生地主的大土地所有の急速な発展がもたらされた。地主的土地所有は大正末・昭和初期（1930年前後）に頂点に達し、全耕地の48%強を覆った。

敗戦直後の1946(昭和21)年、農地改革（農地調整法の改定と自作農創設特別措置法の制定）が行われ、1952(昭和27)年には農地法が制定された。これらにより、地主制は解体され、「耕作者主義」が確立された。しかし、「耕作者主義」はその後しだいに後退していき、2009年6月の農地法改定により、農地の賃貸借が原則自由化され、借地期間も50年と大幅に延長されて会社企業等の農業参入が促進されることになった。

他方、徳川時代には無税であった都市の土地（江戸＝東京、大阪、京都の三都の市街地）については、地租改正によって、土地所有証明書である地券が発行され、地租が徴収されることになった。市街地の場合は、徳川時代にも、土地売買が行われていたのであるが、地租改正によって、土地取引が完全に自由化されたのである。こうして、市街地所有の流動化が急速に進行し、今日の事態へとつながっていった。

② 前近代社会における土地の「公共性」

私的土地所有の論理が貫徹している今日の状況においては、土地のもつ本質的な公共性・社会性を十分に確保することは困難である。しかし、それをこのまま放置するならば、土地の濫用による生活環境、自然環境の劣化が取り返しのつかない段階にまで進んでしまうであろう。それでは、土地の公共性・社会性を確保し実現する道をどこに求めればよいのか。

近代以前の日本には、土地のもつ公共性・社会性にそれなりになじんだものの考え方があった。前近代日本における土地にかんする法慣行としては、「割地制」、「土地の年季売り」、「有合次第無年季質地請戻し」、「潰百姓賄」といったことが知られている。割地制は、耕作地を定期的に交換するものであり、土地の占有・利用は個々の農民によって行われたが、土地は村の共有というべき状況にあった。土地の「年季売り」慣行（10年なり、20年と年季を決めて土地を売る慣行。したがって、売られたのは土地そのものではなく、土地の期限付き用益権である）や「有合次第無年季質地請戻し」慣行（土地を質に入れてもお金ができ次第、元金を返せば、何十年経っていても土地を取り戻すことができるという慣行）の背後には、土地というものはその本来の所持者である農民の手に戻るべきだという考え方があった。また、「潰百姓賄」慣行というのは、貧窮化その他の理由で村から退転した農民の田畑・家屋敷はバラバラに切り売りするようなことはせず、村が一括して保全して（村持）、村全体で耕作し（惣作）、適切な継承者がいれば、その者に一括して継承させるという慣行である。土地は勝手に切り売りできるものとは考えられていなかったのである。

③ フィンランドの「万人権」

このような土地にかんする前近代的な法慣行をそのまま今日の時代に復活させるなどということは考えにくい。しかし、長い歴史をもつ土地慣行を今日の時代に意味を持つようなものに作り変えて、役立てることは可能であろう。その一例を、フィンランドにおける「万人権」に見ることができる。フィンランド環境省によれば、『万人権』(everyman's right) というフィンランドの法的概念は、すべての人に対して、屋外での娯楽を享受する機会を与え、この国の広大な森や草原、そして多数の湖や川を自由に利用する機会を与える。「長い歴史のある『万人権』は、すべての人に対して、田園地帯を自由に歩き回る基本的権利を与える。その際、その土地を誰かが所有または占有していようとも、その人の許可を受ける必要はない。人口密度の希薄なノルディック諸国では、『万人権』は、数世紀にわたって、成文化されていない慣習法から成長し、基本的な法的権利となった」(Finnish Ministry of the Environment, *Everyman's Right in Finland: Public Access to the Countryside: Rights and Responsibilities*, Helsinki, 2007, p. 1)。

このようにフィンランドにおける「万人権」は、長い歴史を通して維持されてきた人と土地との関係から生まれた法慣行を近代的な法的権利として位置づけ直したものである。「万人権」が近代的な法的権利として認められたということは、自然を享

受する権利が、例えば前近代の入会権のように入会組合の会員に限定されるのではなく、すべての人々によって（明示されてはいないが、外国人によっても）享受される権利となったことを意味している。それは、自然享受権の近代的発展というべきことである。

日本においても、この「万人権」のような権利、すなわち、人々が自然を享受し、良い環境や景観の中で生活することができるための権利が、社会的に認められるようになっていく必要がある。ただ、フィンランドの「万人権」の場合にも、「土地所有者と『万人権』を利用する人との間に（『万人権』の）解釈の相違がありうる。両者ともに権利と責任を持っている。したがって、他方の側の人に対する配慮が何よりも必要であり、見解の相違は、通常、両者の友好的な話し合いによって解決される」（p. 20）とされているように、私的所有地をも含む土地のより公共的な利用のために「友好的な話し合い」ができるような公共の場、地域フォーラムを作ることが課題となる。

4 ケアリング・ソサイエティーと社会福祉・医療問題

(1) ケアリング・ソサイエティーの構想——個人と国家の関係性の批判的考察

① ニーズと共同体

西洋政治哲学・思想においては、プラトンの『国家篇』以来、国家形成の端緒には、「個人が自足した存在でないこと」という認識が存在する。われわれは、そうした認識を正当に受け継ぐと同時に、それが個人の来歴と未来について顧慮していなかったという限界を乗り越えなければならない。

配分的正義を現代に再生させたアメリカの哲学者、J・ロールズも、国家の役割は「基本財」を公正に配分することであり、基本財は個人が自ら生み出すことができないニーズであり、国家が供給する対象であると考えている。したがって、「個人には何が不足しているのか」、「個人には何が必要か」、という根本的な問いが存在する。たとえば、プラトンの『国家篇』では、第一に食料、第二に住居、第三に衣服であり、最低必要な国家機関の成員は数名でよいとされている。

しかし、西洋政治思想史上で語られ続けてきた理想国家は、現実的でないばかりか、理想としても、社会を考えるうえでの端緒としても、納得できるものではない。そこで言われている「必要」は、個人に不足している「モノ」に限られており、関心はそうしたモノを供給することであり、国家を構成する者は、モノを生産できる男性だけだからである。西洋政治哲学の端緒には、「はじめに、男が一人でありき (In the beginning man was alone.)」という前提が置かれているといわなければならない。

つまり政治共同体（国家）を語るうえで、男性を産んだはずの女性や、モノを生産できない存在が捨象されてきたのである。その理由の一つは、「個人にとって、なぜ社会や国家が必要なのか」という問いそのものに宿っている。なぜなら、「個人にとって」という問いは、すでにそのような問いを發することのできる「個人」を前提としてしまっているからである。しかし、「いまここにいる個人」は、決して自足できない存在であるばかりでなく、その存在の初期には他者の関与なしに自己のニーズを自覚することすらできなかった者である。ここにこそ新たな社会構想としてのケアリング・ソサイエティー構築の起点がある。

② 《わたし》を疑うこと

ケアリング・ソサイエティーの構築に向けて必要なのは、個人の来歴と未来について想像力を働かせながら自らを問い返し、個人という存在そのものの自明性を疑ってみることである。個人という存在が世界の始まり・中心であることを疑うということは、以下の四つの点を意味する。

第1に、かつてすべての者は、他者に迎え入れられた存在であったにもかかわらず、そうした過去の個人自身の存在を忘れてしまっている。個人を中心に他者が存在し、他者ではなく個人が先在しているかのように考えられるのは、この原初の状態の忘却のおかげである。

第2に、かつて個人が他者に依存していた、という事実を隠蔽してしまうことは、その他者の存在そのものを抑圧し、政治的共同体を構成する存在が自立・自律的でない限りならないという強い規範を生むことへとつながる。

第3に、個人を起点とすることには、たしかに大きな意味が存在する。たとえば、個人の身体は個人のものであるという主張、既存の社会とは別個に個人にだけ属する身体という考え方は、手放してはならない権利主張である。しかしながら、自己を起点とする以外にも、個人の身体が侵害されてはならない理由があるはずである。たとえば、個人の身体が侵害されるなら、個人の存在を可能にしてくれた他者との関係＝社会とのつながりが切断されてしまう。だから権利侵害なのだと主張することが可能であろう。

第4に、自己を起点として他者と出会うという前提によって隠蔽されてきた者たち（母や《わたし》を世話してくれた他者、そして、記憶の彼方にある自己）を救い出すことができるなら、私たちは、公私二元論が当然のように語ってきた、公的領域＝未知なる他者と自己が出会う場、私的領域＝差異を受け容れない排他的領域、といった考え方に、再検討を加えることになるだろう。公的領域（＝国家や社会）にスポットライトが当てられるがゆえに、私たちが見失ってしまったのは、「個人が」と語りだせるすべての者たちのニーズを充たしてくれていた者たち、すなわち、ケア・ギバーの存在である。

③ ケアリング・ソサイエティへ

では、個人の来歴をたどり、そこに見いだした他者とのつながりを起点に、私たちはいかなる社会を構想できるのか、あるいはするべきであろうか。以下に、ケアリング・ソサイエティの構築に向けて、三つの道筋を示したい。

第1に「家族」への注視である。まず、家族をいったん法的制度としての家族から切り離してみることである。家族という営みは、ひとが最初に他者と出会う場、あるいは生命を再生産し、死に向かう身体が必要とする者と関係性を保つための「実践」である。私たちの生のあり方とは、生まれ・生きて・死に向かうという全ステージにおいて、決してひとりではニーズを充足することができず、他者に依存せざるを得ないという意味で傷つきやすい (vulnerable)。家族とは、私たちのそうした生のあり方に応える実践である。

もちろん、楽観的に現実の家族から出発せよ、といているのではないが、否定し得ない（そして、するべきではない）依存する存在であるという私たちの人間の条件が、家族における実践のなかでいかに応えられてきたかということに関心を向けるべきである。他者に依存し、傷つきやすい存在のニーズにいかに応えるのか、家族という営みを注視しながら、公正な社会に向けた構想を始めるべきである。

第2に、その際に社会が契約によって成立しているというフィクションをいったん忘れることが重要である。少子高齢化社会において顕著になった人間存在の特徴とは、身体のニーズをコントロールし、契約に基づいてそうしたニーズに互恵的に（ギブ・

アンド・テークで) 応えあうことは不可能である、ということである。その意味で、身体の政治性・公共性についての思索が深められねばならない。ケアリング・ソサィエティーは、「契約モデル」に代わって、「ヴァルネラブル・モデル」を必要とする。それは、他者との関係性において、ある者が一方的に「傷つきやすい」立場に置かれるという非対称な関係性を示すモデルである。

第3に、ヴァルネラブル・モデルにおいて、特別な社会的責任論を構想することである。契約モデルとヴァルネラブル・モデルの大きな違いは、人によって可傷性(ヴァルネラビリティ)が異なるように、それに応える人の責任も一様ではない、という点にある。契約モデルのように、自らの行為を起点として他者との権利義務関係を結ぶのではなく、ヴァルネラブル・モデルは、「傷つきやすい」他者の身近にいたり、他者の可傷性を察知しやすい条件をもつ人が特別の責任を果たすことを求めるのである。しかし、今度は、そうした特別の責任を果たす人が、その他の活動に支障を伴うなどの可傷性を負うことになる。過度の可傷性を負わずに、そのような責任を履行することのできるシステムをどのように構築するか、「新しい公共」のあり方をさらに考えつめる必要がある。ヴァルネラブル・モデルに従えば、ケア・ギバーの立場に配慮し、彼らの社会における可傷性を減ずるような措置をとることが、社会的責任として重く課せられるであろう。

以上のように、ケアをもっとも必要としている者に対して配慮することこそが社会の責任である。こうした視点は、個人を起点にして「なぜ社会は必要なのか」を問うのではなく、むしろ個人が社会にどのように現れ、どのように退出していくのか、そうした人間の条件への想像力豊かな構想が必要であることを、私たちに伝えてくれるのである。

(2) 社会福祉領域での「新たな公共」——国家と個人を超えて

① 社会福祉領域における「新たな公共」の意味

「個人が決して自足できない存在であること」を前提に個人の来歴をたどり、そこに見いだした他者とのつながりを起点として、社会を構想すべきであるというケアリング・ソサィエティーの考え方は、社会福祉の問題を論じるに際して重要な出発点である。

日本の社会福祉領域においては、国家と個人の間で社会的弱者に対する責任が両極化するかたちで展開した。明治期以降、家族や近隣の責任とされた扶助は、徐々に国家責任へと移行していった。例えば、貧困者への国家責任を最初に明示したのは、1929(昭和4)年に公布され、1932(昭和7)年から施行された救護法であった。さらに戦後日本の社会福祉は、日本国憲法第25条がすべての国民に「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障したことを基礎として、国家責任を基調に施策が展開されてきた。

国家と個人への責任配分について、従来の関係を改めて見直すものとして、近年、「新たな公共」についての議論が多くの領域で行われている。これは、国家(地方自

治体も含む) と個人の関係のなかで、国家が個人に何をなし、何を期待すべきか、他方で、個人が国家に何をなし、何を期待すべきかを問うものといえよう。

個人と国家を媒介する「新たな公共」とは、個々人の私的利益、および私利益と全体の利益を調整し社会の共同利益を追求する場であり、また、その共同利益そのものを指す。これに対して、従来、日本の社会福祉領域での「公共」の位置づけは、「公共の福祉」や「公共事業」の名の下で、《公》を行政機構が独占し、《私》である国民・住民はそれに対して従の関係にあり、たんに補充・補完の役割を与えられるにすぎなかった。

社会福祉領域で「新たな公共」が追求される所以は、「公共性は人間の『生』の営みにおける共同性を原点として、その共同関係を普遍化したもの」(右田紀久恵『地域福祉総合化への途—家族・国際化の視点をふまえて』ミネルヴァ書房、13頁)だからである。公共性とは「ともに生きる原理」を見出す拠点であり、市民的共同社会形成を目指すことである。社会福祉領域では、住民によるまちづくりや地域のネットワークづくりにこの考え方を援用することができる。そこでは、旧来のインフォーマルな団体・組織に加えて、新たにNPO等の住民が主体となる組織の活動が不可欠となるであろう。

② 社会福祉領域で「新たな公共」が求められる背景

社会福祉領域において「新たな公共」が求められている背景は、以下の四点に整理することができる。

第1に、実際的な背景である。私的努力で解決不可能な問題が多発し、共同性に基づく協働の必要性が、様々な場面で起こっている。具体的には、たとえば限界集落での生活問題に見られるように、集落がほとんど高齢者で占められ、集落内で従来実施されてきた共同作業ができないという危機的状況がある。都市部においては、核家族化と交流の希薄な住民間関係の中で、子育てに対する不安が増大し、ひいては児童虐待に至る事例もみられる。他方で、近年の財政悪化により地方自治体がきめ細かな社会福祉サービスを提供できなくなった。さらに、市町村合併は行政と住民との距離を拡げ、行政による住民の支援を弱めてきた。しかし他方で、社会貢献や社会性・主体性のある活動を志向する地域住民が着実に育ってきていることも事実である。こうしたことから、「新たな公共」が模索されている。

第2に、理論的な背景である。施設中心の福祉から地域中心の福祉の時代を迎えるなかで、フォーマルケアとインフォーマルケア(セルフケアを含む)をたんに並列した福祉論を克服する内在的原理が必要とされている。すなわち、両者のたんなる並列論は、行政から民間への安易な委託や責任転嫁の危険性をもたらし、そこには公私共同の安易さや危なさが潜んでいる。そこで、「新たな公共」を理念的な支柱にすることによって、公と私の緊張関係のある協働の成立を可能にする理論が求められている。

第3に、社会福祉方法論であるソーシャルワークは、個々の利用者の個人的な生活課題の支援から地域課題の支援へと関心を移行させてきている。従来、ソーシャルワ

ークは、個人を支援することに重点がおかれてきたが、個々人の生活の土台である地域社会が個々人を支え得る要件を形成していくことへと視点を広げてきたのである。その結果、個人の自立支援から地域の自立・自治といった地域の内発性を発揮させる支援が必要となってきた。

第4に、社会福祉制度論の展開である。社会福祉サービスの提供が従来の措置制度から契約制度に移行することで、利用者の自律や自己決定が核になり、地域住民に対しても社会福祉に対する受動的立場から能動的立場への転換が求められている。ここに、社会福祉制度において、地域住民が主体となり、ヴァルネラブル・モデルの考え方を含めて自らの福祉を切り開いていく「新たな公共」が求められている。

③ 社会福祉領域での「新たな公共」の形成に向けての課題

社会福祉領域において「新たな公共」を形成するには、住民の意識や意欲をいかに高めていくかが課題である。それに向けて以下のようなアプローチを定着させていくことが求められる。

私的利益の共通化を図っていくためには、小地域活動のメリットが大きく、主体性・社会性をもった地域リーダーを養成し、住民の参加を促していくことが重要である。このような地域の内発性を引き出すためには、地域が有しているストレンクス（強み）を活用し、地域社会が力を獲得していくことを目指すエンパワメント支援が求められる。そこでは個々の地域の個別性や独自性を尊重した展開が求められ、旧来の団体・組織だけでなく、NPO やボランティア団体といった新たな組織が一体になり、旧住民と新住民が融合し、あるいはまた過疎地域では、高齢者相互が支えあう地域を形成していくことが必要である。社会福祉専門職は、地域のアセスメントに基づく計画的変革 (planned change) を、住民参加のもとで実施していくことになる。その際には、交渉手法や会議手法が鍵であり、そうした手法の開発が不可欠である。

このような「新たな公共」を追求するなかでは、時として、個人が国家や地方自治体に何を求めるかという議論が見失われ、ひいては社会保障給付を抑制しようとする動向に加担する道具として利用される恐れもある。国家や地方自治体の責任論を含めた極めて緻密な理論的組み立てが必要である。

(3) ケアの担い手としての女性医師

① 女性医師の問題とは何か

ケアリング・ソサイエティーの構築を考えるにあたって、それを具体的に支えるプロフションのあり方は重要な問題である。ここでは、とくに女性医師の問題を取りあげる。女性医師は、産む性としての女性であることにおいて、根源的なケアの担い手であり、かつ、職業においてキュア（治療）を担当しつつ広い意味でのケアの担い手であることを要請されている。女性医師は、日本社会全体として信頼に支えられた医療を実現するうえで、枢要な位置を占めている。医療崩壊とも懸念される医師不足のなかで、女性医師が割合としては増加しながら、離職が多く、それがまた全体の医師

の不足につながっているからである。女性医師が働き続けることのできる条件を国家の政策として整備することが、ケアリング・ソサエティ構築の1つの重要な制度的論点であることを踏まえて論じる。

この数年、日本社会の医師不足、特に病院に勤務する医師の不足は深刻化しており、医療の安全や医療システムの根幹を揺るがす問題となっている。医師不足が起こる背景としては、過剰労働など勤務医を取り巻く厳しい勤務環境により、多くの勤務医が離職し、あるいは開業しているという現状がある。

勤務医の不足の別な背景としては、女性医師の増加があげられる。医学部を卒業し国家試験に合格した医師に占める女性の比率は35%と増えているにもかかわらず、女性医師の就業率は、結婚、出産、育児などで35歳前後に大きく落ち込む傾向にあり、さらに女性医師の働く職場環境が整っていないなどの理由により、その後にも就業率が回復せず、医師不足の一因となっている。

このような状況において、一般に勤務医の働く環境を整備する必要性は言うまでもないが、とくに女性医師が継続的に勤務できる職場環境を整備することにより離・退職者を減らすとともに、既に退職している女性医師の職場復帰を促す方策がクローズアップされている。

② 女性医師のおかれている現状

女性医師の割合を、年代別にみると50歳以上は10%前後であるが、30歳代は20%を超え、29歳以下の年代では実に36%近くになっている。しかし、実数を見ると、大学病院に勤務する女性医師は、2007(平成19)年の国立大学付属病院長会議の調査結果では18.2%であり、またその職位も非常勤の医員であり、常勤の教官は少なく、わずかに全体で8.6%(内科5.1%、外科3.3%)である。

卒業後25年目までの全国大学病院の女性医師たちの離職理由を調べると、62%が妊娠、出産、子育てであり、45歳以下に限定するとその数はさらに高く80%近くになる。すなわち、卒業後10年前後の中堅として最も活動が期待され、キャリアを積み重ねる時期に、女性医師は育児か仕事の二者択一を迫られているという現実がある。また、この時期に知識や技術の習熟を経験せずにブランクが生じれば、育児期間を終わったのちの現場復帰に際して以前の知識や技術では不十分な状況が生じ、その後の持続的な離職につながっていると推測される。

前述の国立大学付属病院長会議の調査では、離職理由について「働く必要がないから」と答えた人が約10%いるが、全体としての女性医師の仕事への継続意思は明確である。ある国立大学で行ったアンケート結果によれば、80%を超える学生が医師としての勤務と結婚・出産・育児を両立できる、または条件を整えば両立できると答えているように、多くの女性医師は医師としての仕事を続けたいと願っている。しかし、M字型曲線で知られる日本の女性の年齢階層別労働力率(20代後半から30代後半にかけて労働力率が減少するが、その後再び上昇する)は、女性医師の場合にも同様に見られる。

③ 離職防止・復帰支援の必要性と対策

従来、女性医師の出産、育児については個人の問題として扱われ、女性医師は個人の努力によって問題の解決にあたってきた。しかし、患者の病状の急変や当直などに対応できない場合があり、女性医師の多くは出産前の病院勤務の継続が困難となり、開業やパートタイム勤務、離職などの選択を余儀なくされてきた。また、患者側には女性医師への信頼が薄いという意見が少なくなかったが、近年のある保険会社の調査によると、女性が女性特有の疾患を患った場合、回答者の73.4%が、(i)女性医師の方が女性の体や病気に対して理解している、(ii)精神的なストレスに関して相談しやすい、などの理由で女性医師の診察を望んでいる。このように、女性医師の活躍は、患者側からも求められており、また、性差医療を普及するという医学的観点からも必要である。このように、女性医師が能力を十分に発揮できる環境を整備する重要性は、いまや明らかであり、具体的な対策としては以下に述べる諸点を挙げるができる。

第1に、出産・子育てへの支援の強化である。そのためには、まず働き方（勤務形態）を見直して、短時間勤務制度やフレックスタイム、ワークシェアリングの導入等が必要である。短時間勤務制度の導入は、女性医師のモチベーションを高めるが、他の医師に負担がしわ寄せされることを避けるためには、医師を増やすことが大切である。その場合、人件費の増加が経営を圧迫することを危惧する意見もあるが、実際には一人の医師を雇用することによって人件費をはるかに超える収入が見込まれる。また、チーム医療の導入によってワークシェアリングの効果は、十分に発揮される。

これと並んで保育施設等の整備を進めることである。多くの病院で保育施設が設置されているものの、24時間保育や病児保育の受入れはまだ十分とはいえない。また、学齢期の子どもを受入れについても新たな取り組みが必要とされている。これには病院だけでの対応ではなく、その地域全体を包括した行政的な取り組みが求められる。

第2に、復帰後の不安に対する支援を促進することである。出産や育児などで現場を離れた医師に対して、日々進歩する医学・医療への現場復帰を促進するために、情報や専門的知識・技術の提供を行う体制の整備が必要である。具体的には、(i)コーディネーターの配置による復職相談、復職後の就業上の悩みへの相談、キャリアカウンセリングなどの体制の整備、(ii)専門的知識・技術習得のための研修の実施、(iii)情報提供のためのセミナー、研修会の開催や、Web技術を活用し在宅でも情報収集が可能な環境の整備である。

第3に、意識改革を強く進めることである。いまや男女共同参画の時代であり、男性が育児・家事へ参加することは当然である。しかし、現状は日本外科学会のアンケートによると、外科勤務の男性医師が家庭に費やす時間は1日に0.6時間であり、女性医師の4.6時間に比べ非常に少ない。男性医師の時間のほとんどが病院の仕事や生活のためのアルバイトに費やされている。したがって、男性が育児や家事に参加するために男性の仕事量の減少を図る必要があり、女性医師支援とともに男性医師支援が総合的に考慮されるべきである。

ジェンダー平等の考え方が普及するには、幼少時からの教育が必要である。そのう

えで、特に女性医師が生涯を通じて仕事を継続できるような社会にするためには医学教育のカリキュラムの中にジェンダー教育などを取り入れ、女子学生のみならず男子学生に対しても男女共同参画社会に向けた意識改革を促すことが大切である。

妊娠・出産は個人的にも社会的にも重要なできごとであり、そのために仕事を一時期中断する意義がある。他方で医師の養成には、公的な教育支出や先輩医療者による実地訓練などの形で、社会的な資源が投入されており、そうした投資に貢献を果たすべく就業を継続することが期待される。多くの女性医師は一生仕事を続けたい、妊娠・出産・育児でペースが落ちても医師であり続けたいと願っている。この気持ちを貫けるように、阻害要因を除去し、支援の仕組みを作ることが必要である。

5 個人の権利と国家の機能——権利論と構造論

(1) 個人の権利を巡る論理的な難問とその解消方法：《公》《私》問題の二項モデル

① 公共世界における私的な権利

権利の賦与とその行使と実現を巡っては、多くの論理的な難問が存在することがつとに知られている。この問題の所在とその内容を正確に理解するためには、社会を構成する個人がそれぞれ体現する私的《善》のリストを集約して、社会が集合的に実現を図る公共《善》を形成するというシェーマによって、社会的な意思決定の問題を捉える単純なモデルから議論を積み上げることが有効である。単純であるとはいえ、このモデルにおいて公共《善》は、私的《善》から遊離した外在的な概念ではなく、私的《善》のリストを集約して構成される内在的な概念である。この考え方に立つとき、《社会》とは、すべての構成員の私的《善》のリストに依存して形成されるものの、どの特定の構成員の私的《善》とも一致しない公共《善》を、集合的に追求するシステムであることになる。また、このシェーマのもとで《国家》とは、《社会》という抽象的・構成的な概念を背負って立法機能・司法機能・行政機能を果たす機構に他ならないことになる。この単純なシェーマの内部においてすら、個人と社会との間には、さまざまな緊張関係が発生すると考えるべき理由がある。社会には、それを構成する個人が他の個人と競合したり協調したりしつつ、自らの私的《善》の実現を追求する《場》であるという側面があることは間違いない。だが、他の一面で社会には、公共《善》の追求と衝突する可能性がある個人の自律的な選択行為に行政的・慣習的に干渉して、個人の《自由》に対する制約を課す組織であるという側面も、同様に確かに備わっている。このような社会の干渉と制約から、個人の最小限度の自律的な選択を擁護するものこそ、私的な《権利》の賦与、行使およびその実現という考え方に他ならないのである。

私的な権利の意味と意義を理解するひとつの手段として、この段階で権利の概念を分類する2つの切り口を導入することにしたい。第1の切り口は《法的権利》と《道徳的権利》への二分法である。功利主義思想の水源地に位置する法学者・法理学者ベンサムにとって、許容できる権利の概念は《法的権利》のみに限られていた。彼の考え方によれば《道徳的権利》の古典的な形態である《自然権》はナンセンスであり、侵犯不可能な《自然権》に至っては、竹馬に乗ったナンセンスなのだった。これに対して現代の権利思想は、具体的な法制化を経た《法的権利》のみならず、その擁護に強い正統性が広範に認められている《道徳的権利》を新たに法制化する可能性に対しても、強い関心を寄せている。すなわち、権利の概念に対する我々の現在の関心は、現存する——ないし過去に存在した——《法的権利》に限られているわけではないのである。

権利の概念を分類する第2の切り口は、権利の存在と実現を巡る論理的な問題を、権利の《形式的表現》の問題、権利の《社会的実現》の問題、そして権利の《初期賦

与の社会的選択》の問題に分類する三分法である。別の表現をすれば、

- (i) 権利の論理的な内容をどのように形式化して表現するか、
- (ii) 個人が私的《善》の観点から行使する権利が、社会的に尊重されることを担保するためには、どのような制度的な仕組みを設計すべきか、
- (iii) そもそも、どの個人に対してどのような権利を賦与して、いかなる手続きを経てその権利を正統化するべきか、

この三つの区別こそ、第2の切り口に基づく分類が意図する権利の問題の整理に他ならないのである。これらの問題に答える用意を周到に整えて、冷静な公共的討議の《場》を準備することこそ、恣意的に主張される《権利のインフレーション》現象に対抗するために我々がとるべき理性的な対抗措置であるように思われる。

② 私的な《権利》の《内部的整合性》

個人に賦与された私的な権利には、その《社会的整合性》という基本的な問題が含まれている。すなわち、個々の権利には論理的な矛盾がないにせよ、複数の個人に賦与された権利が同時に行使された場合には、権利の複合的な要請が相互に衝突して内部矛盾を生み出してしまったり、社会全体の効率的な運営に対する障害となってしまうなど、賦与された権利を総体として考えると論理的な矛盾が生み出される可能性が存在するのである。ミルの『自由論』には、すべての個人の周囲には彼／彼女の選択の自由が社会によって尊重される《保護領域》が与えられるべきであって、社会の他の人々が享受する《公共の福祉》という公共《善》の追求のためでさえ、この保護領域を侵犯する行為は認められないと論じた有名な箇所がある。この意味の自由主義的権利の社会的尊重は、他の面では真っ向から対立する多くの思想家によっても広範に承認されている。だが、「強者の自由は弱者の死」という表現があるように、ある個人に承認された自由主義的権利の社会的尊重は、他の個人にとっては致命的な権利侵害に帰着する可能性がある。この事実留意すれば、私的な権利の設計と賦与に際して権利の体系に内部的な整合性が保証されているように配慮することは、私的善と公共善の狭間に個人の私的権利という中間項を差し挟む構想を実装しようとするひとが、第1に留意すべき義務である。

③ 私的な《権利》と社会的な《効率性》との両立可能性

私的な権利を巡る第2の問題は、個人の私的権利の社会的尊重という基本原理と、社会的な帰結のパレート効率性という基本原理との間には、論理的な対立の可能性があるという事実である。アマルティア・センが最初に発見して《パレート派リベラルの不可能性》と名付けた定理によれば、各個人に賦与された自由主義的権利が社会的に尊重されることを要請しつつ、実現される社会的な帰結はパレート効率性を満足すべきだとする帰結主義的な要請を同時に満足する社会的な選択手続きは、論理的に存在しないのである。この難問は、個人の私的権利に対してセンが与えた形式的な表現に対してその後提起された批判を超越して、広範な承認を確立した問題提起なの

である。それだけに、個人の私的権利の社会的尊重と、社会的に選択される帰結のパレート効率性という2つの原理を尊重する限り、センの不可能性定理を回避する工夫を凝らして社会的な選択手続きに実装することは、私的《善》と公共《善》の狭間に個人の私的な権利という中間項を差し挟むという構想を持つ人々が、第2に留意すべき義務なのである。

④ 《権利》の賦与と行使を巡る世代間対立の可能性

これまでの議論では、社会を構成する個人は同時代に共存して、少なくとも理論的には一堂に会して合意形成を模索する可能性を持つことが、暗黙のうちに前提されていた。世代間の《権利》と《義務》の関係を考慮に入れるとき、社会の公共《善》と個人の私的《善》との関係は、一段とその複雑性を増すことになる。以下ではこの問題のひとつの側面を例示して、権利を巡る公共的選択の問題に対して、新たな一石を投じておくことにしたい。

例示の目的で我々が言及する事例は、生殖補助医療による代理懐胎の問題である。この問題は、新たな生命の誕生に関わっているだけに、ひとの権利と福祉に関わる複雑な論点を含んでいる。代理懐胎の在り方を的確に考えるためには、生殖補助医療の適用によって親となる幸福を追求する現世代による——しばしば《幸福追求権》と称されている——権利の請求と、代理懐胎で誕生する子どもが自らの出自を知る権利の要求との間に対立が起こる可能性があることを、複眼的に考慮すべきである。不運にも親となる幸福から疎外されてきた人々が、生殖補助医療の助けを借りて幸福を追求する権利だけを考慮するのは、明らかに衡平性を欠いているといわざるを得ない。この権利が行使された結果として誕生する子どもには、代理懐胎を引き受けた女性から誕生することに同意するか拒絶するかという選択の自由は、まったく保証されていないからである。このような特異な構造をもつ問題に対して、我々はどのような権利概念を構想して、誰に対してその権利を賦与すべきか、権利の実現のための社会制度をどのようにして設計すべきなのだろうか。

この主旨の問題が登場するコンテキストは、決して代理懐胎の問題に限られてはいない。もう一例だけに触れれば、地球温暖化の問題に対処する制度設計と費用負担の決定には、まさしく現在世代と将来世代との間の世代間の衡平性の難問が含まれていることは、紛れもない事実である。

人文・社会科学の先端的研究の緊急性の高い課題として、私的《権利》の賦与と行使を巡る世代間対立の実相の解明とその解決方法の発見を模索すべきことを、本節の末尾に問題提起として述べておくことにしたい。

(2) 《個人と国家》という問題枠組の再編

《個人と国家》という関係をどのように構造的にとらえるか。これまで記述されてきた問題状況を的確に解明するには、従来の問題枠組の限界を克服するとともに、なお失

われないその意義を同定して精緻化し発展させる必要がある。国内的文脈とグローバルな文脈のそれぞれにおいて、《個人と国家》という問題枠組の再編のための基本的考え方を提示する。

① 国内的文脈における問題枠組の再編

第1に、「主体二項図式から主体三項図式への転換とその問題性」を論じる。個人と国家という二項図式に対しては、それが個人と国家との間に介在する中間共同体の役割を無視ないし軽視するものだと批判がなされ、個人・中間共同体・国家という三項図式が代わって提唱されている。しかし、主体を「個人・国家」から「個人・中間共同体・国家」へと三元化するだけでは、問題把握の盲点が残る。まず、国家とも共同体とも異なる秩序形成の場としての市場の問題がそこでは捨象されている。いずれにせよ、個人・中間共同体・国家の主体三項図式では、個人性が孕む多面性と内的緊張や現代社会の秩序形成の多層性・複雑性を的確に把握できない。この限界を克服するにはこの主体三項図式をさらに再編する必要がある。

第2に、「主体三項図式から秩序のトリアーデへ」を論じる。個人・中間共同体・国家の主体三項図式の限界を克服するものとして、「秩序のトリアーデ」という問題分析枠組が有効であると思われる。これは、集合的主体としての中間共同体と国家を、個人という主体に対峙させるのではなく、秩序形成の場ないし様式として国家・市場・共同体がそれぞれもつ独自性と相互の緊張関係を明確化して、個人をいずれかに没入させず、いずれからも分離もせず、この三つの異なった秩序形成の場に個人が共属しながらその緊張関係を積極的に引き受けることで、個人の人権や公共性形成の健全性が確保されるとする視点である。

秩序のトリアーデは伝統的な権力分立原理を拡大発展させたものである。秩序のトリアーデは国家装置内部での権力分立にとどまらず、国家システム全体を非国家的システムとの拮抗関係において捉える点で、現代的権力分立論を超えている。さらに、社会的勢力実体間の抑制均衡にとどまらず、異なった秩序形成原理の間の抑制均衡の必要を見据える点で、モンテスキューの古典的権力分立論も超えている。そのエッセンスは以下のように要約できる。

ア 国家の構造的特性は、暴力を集中すること、暴力行使の正当性認定権を独占すること、支配領域内における全個人の自力救済を制約することの代償として全個人の保護義務を負うことにある。市場における経済権力による搾取・抑圧や、中間共同体の社会的専制から個人を保護しようというメリットをもつ反面、それ自体が物理的暴力を背景にして専制化する危険を常にもつ。

イ 市場は公共財を最適供給できないという意味で「市場の失敗」が説かれるが、政府が公共財を最適供給できる保障もなく、「政府の失敗」も直視する必要がある。治安・紛争解決のような基幹的な公共財の供給においても、市場が政府より相対的にましなパフォーマンスを示す、あるいは「より小さな害悪 (lesser evil)」に止まる可能性もある。市場と政府のいずれがより良きパフォーマンスを示すかは

アプライオリに断定できない。市場による公共財供給の限界は、「サービスを買う金がなければ救われない」という点にある。

ウ 共同体的秩序形成は、相対的に濃密な信念・感情の共有と一般化された互酬実践による共同体的結合を基礎とし、逸脱者に対する非難やゴシップ、互酬実践からの排除、さらに追放という制裁を社会統制手段とする。共同体は、無資力な者も保護するという点で市場アナーキズムの欠点を補い、誰もが共同体的制裁に参加でき、また強者といえども共同体的制裁を免れないという意味で、平等性をもつ。それは、市場における富の格差や国家における権力格差がもたらす階層的差別や不公正を避けようというメリットをもつ。しかし、その反面、「よそ者」や内部の「異端者」に対して閉鎖性・排他性・抑圧性を示すという欠陥がある。

以上のように、国家、市場、共同体による秩序形成はそれぞれ長短・功罪を有し、しかもそれぞれの欠陥・限界を互いに補正しあう関係にある。秩序のトリアーデはこの三つの秩序形成機制の間の抑制均衡を意味する。そこでは、市場の経済的搾取圧力や共同体の社会的専制圧力に曝された個人は国家に救済を求め、国家から政治的に迫害され共同体からよそ者として排除された個人は市場に生計の資と隠れ家を求め、市場で自活できず国家からも官僚的形式主義によって見放された個人は共同体的相互扶助の安全網に頼ることができる。

とはいえ、秩序のトリアーデにおける国家・市場・共同体の抑制と均衡は崩れやすいが、その崩れ方は時代や社会によって異なり、全体主義的専制・資本主義的専制・共同体的専制という専制のトリアーデが、社会病理の類型論としてみいだされる。そこで、第3に「専制のトリアーデ」を論じる必要がある。

全体主義的専制とは、国家権力が異常肥大し、市場システムも諸々の中間共同体も解体させられた状態であり、旧共産圏がその典型である。市場と共同体を解体した国家は、自らも腐敗して自壊することがここでは例証された。旧共産主義体制の破綻後、市場経済の導入だけでなく、共産主義国家権力が封じ込めてきた諸々の民族共同体・文化共同体 (national/ethnic identity) の復権が課題とされたが、その要求が反動として民族紛争を激化させるほどに高まったことが留意されなければならない。

資本主義的専制とは、市場で生成した経済権力が国家を自らの営利追求手段として私物化し、個人利益追求が放縦化して共同体的紐帯や公共的責任感も崩壊させた状態である。レーガノミックスのバブル崩壊の際の S & L (貯蓄貸付組合) スキャンダルの教訓を何も生かさずに、今般またサブプライム・ローン破綻を引き金に自国経済のみならず世界経済を危機に陥れた米国は資本主義的専制を最も繁茂させやすい体質をもつといえる。国家の監視とチェックや共同体的制約を振り切って市場が暴走するならば、市場そのものが自壊することがここでは例証された。

共同体的専制とは、中間共同体が跋扈し、その内部における異端者・告発者への社会的専制 (内部的専制) に対する国家的統制を排除するばかりか、自己の集成的特殊権益を一般社会にコスト転嫁して享受するために、組織票・組織的集金力などの政治

的組織力を濫用して国家の規制権力を私物化し（外部的専制）、国家的規制の公共性も市場の公正競争システムも掘り崩す状態である。いわゆる「日本型システム」期の日本はその一つの典型例をなす。

これからの課題は、これらの専制のトリアーデを防止・回避し、秩序のトリアーデを構築することである。

② グローバルな文脈における問題枠組の再編

ここでの第1の論点は、「主権国家システム終焉論の誤謬」である。第1章で考察したように、グローバル化の進展は、国民国家の主権国家としての地位を動揺させ、このような状況のもとに主権国家システムの終焉やその脱構築を説く言説が流行している。しかし、主権国家システム終焉論は現実認識としても規範的議論としても誤謬を孕むものである。

まず、現実認識として、国家の力は無視できるものではない。経済のグローバル化、IMF（国際通貨基金）、WTO（世界貿易機関）などを含んだグローバルな政治経済体制の構築は、主として欧米先進諸国、とくに米国の国家意思・国家権力に支えられたものである。多国籍企業・国際金融資本の市場支配力や国際NGOなどの活動資金の少なからざる部分も、先進諸国政府の諸政策、優遇税制、資金提供に負っている。地球温暖化対策の促進の桎梏になっているのも米国や、中国・インドなどの新興経済大国の国家意思である。

次に、規範的議論として、主権を人権のようなグローバルな射程をもつ普遍的価値と対立するものとして捉え、その廃絶を説くのは主権と人権の内在的結合関係を無視するものである。人権は、主権国家の専制化を抑止する制約原理であるだけでなく、主権国家を内在的に正当化する根拠でもある。主権国家は、身分制社会から個人を解放し、その人権を封建的諸勢力に対して実効的に擁護するべく構築されたからである。また国家の対外的主権も主権対等原則と結合しており、人権が事実的な力における弱者を強者と規範的に対等化して保護するのと同様、主権は弱小国を強大国と規範的に対等化して保護するものである。

第2の論点は、「価値のグローバル化と権力のグローバル化の区別」である。人権や地球環境保全のような価値がグローバルな射程をもつことは否定しがたい。しかし価値のグローバル化の必要性から、権力のグローバル化の必要性、すなわち世界政府を導くのは、飛躍である。世界政府は、それが専制化した場合の離脱不可能性、民主的統制の困難性、弱小国からの主権剥奪による強大国の世界統治における事実的支配力の強化など、種々の問題を孕む。EUが将来連邦国家化することについても、同種の問題が想定される。

もちろん現在の体制が望ましいわけではない。現体制では米国が覇権国であり、先進諸国がグローバルな政治権力分配と資源分配において獅子の分け前を享受している。私たちの眼前にある現実とは、グローバルな経済権力が瞬時に大量の資本逃避により諸国家の政策選択を支配してその民主的自己統治の基盤を掘り崩したり、IMF 主導の

グローバルな政治経済体制が途上国の経済的自立のために必要な開発主義的産業政策を妨げたりしている、というものである。そうした現実に対して、主権国家システムの廃絶を語るのではなく、主権国家システムをその理想と現実のギャップを狭めていくために再編する方途を検討しなければならない。

6 提言のまとめ

以上の検討を通じてえられたいくつかの考え方をまとめることにしよう。本提言は、現代における《私》と《公》、《個人》と《国家》の関係の変容のなかから、どのような新しい関係を展望するかを考察してきた。ここでのまとめは、具体的な制度設計の内容を指示するというものではない。むしろ、私と公、個人と国家の関係について具体的な制度設計を行う場合に指針となるような基本的考え方を示そうとするものである。

- (1) 近代において個人と国家の関係は、個人の「国民」としての国家への帰属性として示されてきた。その帰属意識（集団意識）のうえに「我々」という観念の意味における「公共性」が成立し、国民国家がその公共性を担ってきた。現代において、このような文脈での公共性は、限界にぶつかり、国民国家の内外に対して拡張していることが認められる。内に対しては、平等保障の徹底化であり、外に対しては、グローバル空間における新たな「我々」意識の形成を根拠にするグローバルな公共性の創出である。しかし、これは、権力のグローバル化、つまり世界国家の誕生に結びつけられるべきものではなく、近代における主権と人権の内在的結合関係への洞察を踏まえて、主権国家の存在を前提としつつ、主権国家システムの改善を志向することが肝要である。
- (2) 近代において公共性の形成権限は、国家に独占されてきた。しかし、現代社会において、国家が一般意思の体现者であるというフィクションは説得力を失っており、市民社会が公共性を内在的に形成する方向が志向されるべきである。その際には、様々な社会的アクターの協議と調整のプロセスを経て公共性を形成するという、手続き重視・プロセス志向の民主主義モデルが必要である。しかしまた、この民主主義モデルに対して人権等の価値による統御が認められなければならない。このように公共性の実現には、市民社会と市民が関与すべきであり、これを支援する方向での実定法パラダイムの転換が要請される。たとえば、土地利用に関わる公共事業の公共性を実現するための行政と市民の協働システム、あるいは市街地や農地の利用について、都市と農村の適切な生活秩序・自然環境を確保するための市民的コントロールのシステムを構築することである。
- (3) 個人と国家の関係については、二項対立から三項図式への変容の方向を確認し、それに応じて個人に対する国家の役割を相対化する構造を展望すべきである。この場合には、作用を異にする二つの方向性が想定された。一つは、個人と国家の中間領域に諸個人（市民）が横につながる場が広がり、国家が独占していた《公》に代わる、またはそれを補完する「新たな公共」を基礎づける公共圏または市民社会が形成されることを認めるものである。もう一つは、個人の生存様式を条件づけるファクターとして国家に加えて市場および共同体の三項を「秩序のトリアーデ」として位置づけ、それらの三項が個人との関係において「専制のトリアーデ」となることを防止して、適切なバランスのよい関係を構想しようとするものである。

(4) 個人と国家の関係の再編については、個人を「決して自足しない存在」として捉え直す視点の重要性を考えてみなくてはならない。近代は、諸身分から自立した個人と権力を集中した国家を同時に生み出したのであるが、そのような自立した個人の他者への依存性（自立した諸個人を生み出し、ケアする存在）がそれによって覆い隠されることになった。現代における社会福祉は、「新たな公共」を形成するプロセスにおいて、個人の他者への根源的依存性を原理的なものとして顧慮しなければならない。

以上の考察において、さらに確認すべき原理的なことがらがある。それは、個人の自律的な選択のために与えられる私的な「権利」について、その「内部的整合性」に配慮し、また社会的な「効率性」との両立可能性を追求しなければならないことである。そして最後に留意すべきことは、個人に賦与される「権利」の設計に現存在としての「我々」のみならず、「未来の世代」を含みこむ必要性についてである。人類社会が未来を自らのコントロールの下に置こうとすれば、未来社会の構成員をも考察の対象である個人として位置づけなければならないことを問題として確認しておきたい。

<参考資料>個人と国家分科会審議経過

平成 20 年

- 4月 8日 日本学術会議幹事会（第 56 回）
附置委員会として日本の展望委員会の設置を決定
- 6月 26日 日本学術会議幹事会（第 58 回）
当該委員会に個人と国家分科会の設置を決定
- 7月 24日 日本学術会議幹事会（第 60 回）
個人と国家分科会の委員を決定
- 9月 3日 個人と国家分科会（第 1 回）
役員を選出、検討事項について
- 10月 30日 個人と国家分科会（第 2 回）
報告（白澤政和委員、鈴木興太郎委員）
- 12月 10日 個人と国家分科会（第 3 回）
報告（小谷汪之委員、吉田克己委員）

平成 21 年

- 2月 6日 個人と国家分科会（第 4 回）
報告（水田祥代委員、油井大三郎委員）
- 2月 20日 個人と国家分科会（第 5 回）
報告（濱田政則委員、長谷川真理子委員）
- 3月 24日 個人と国家分科会（第 6 回）
報告（岡野八代委員）
- 4月 21日 個人と国家分科会（第 7 回）
報告（広渡清吾委員長、井上達夫委員）
- 5月 22日 個人と国家分科会拡大役員会（第 1 回）
素案第 1 版の論点検討 今後のスケジュール
- 6月 5日 個人と国家分科会拡大役員会（第 2 回）
報告第 1 次案（WG案）の検討 今後の作業日程について
- 7月 21日 個人と国家分科会拡大役員会（第 3 回）
分科会の最終報告案の検討

平成 22 年

2月 10日

その後、メール会議にて数度の改正版を作成し、査読意見を踏まえて最終提出版を確定

2月26日 日本の展望委員会（第10回）

個人と国家分科会提言「現代における《私》と《公》、《個人》と《国家》
——新たな公共性の創出」を承認